

第1回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月21日（金） 午前10時00分

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1F 岩崎小彌太記念ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式割当てのための報酬決定の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会のお土産をご用意しておりません。

株主の皆様へ



代表取締役会長兼CEO

前川 泰則

代表取締役社長兼COO

高橋 輝夫

2023年10月2日、(株)リケンと日本ピストンリング(株)は経営統合し、共同持株会社としてリケンN P R株式会社を設立いたしました。

リケンN P Rの第1期となります当期（2023年10月2日から2024年3月31日まで）は、会計上の取得企業である(株)リケンの2023年4月1日から2024年3月31日までの12ヵ月実績と、会計上の被取得企業である日本ピストンリング(株)の2023年10月1日から2024年3月31日までの6ヵ月実績により算定した決算となっております。

経営統合にあたり、リケンN P Rグループのミッションを「生み出す力で人と地球の『今と未来』を支えます」、ビジョンを「人と技術の融合によりイノベーションを創出し、変革に挑戦し続けます」として掲げました。これまで両社が培ってきた技術力や知恵を融合し、今までなかったものを創りだしていくという意志を込めております。

なお、4月からは第一次中期経営計画がスタートしております。「経営統合によるシナジー創出」、「事業ポートフォリオ改革」、「サステナビリティ経営の強化・成長基盤の整備」の三本柱で、持続可能な社会の実現に向けて、企業の社会的責任を着実に果たすとともに、より一層の企業価値向上を図るべく、グループ一丸となり更なる成長に向けて挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

Mission (リケンNPRの使命・存在意義)

- ・生み出す力で人と地球の「今と未来」を支えます

Vision (リケンNPRの目指す姿・ありたい姿)

- ・人と技術の融合によりイノベーションを創出し、変革に挑戦し続けます

Value (リケンNPRが提供する価値)

- ・ **信頼の「環」** : ステークホルダーの皆様とのつながりを大切にし、高品質の製品とソリューションの提供を通じて企業価値を向上させます
- ・ **成長の「環」** : 互いの価値を認めて尊重し合い、新たな挑戦を続けることで会社と従業員がともに成長します
- ・ **社会の「環」** : 暮らし、環境の社会課題解決に貢献します

(証券コード 6209)

2024年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

リケンNPR株式会社

代表取締役会長兼CEO 前川 泰 則

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第1回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.npr-riken.co.jp/ir/stock/>



- ・株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6209/teiji/>



- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「リケンNPR」または「コード」に当社証券コード「6209」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネット等によって議決権を行使いただけます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに書面(郵送)もしくは4頁の議決権行使の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 地下1F 岩崎小彌太記念ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1 第1期（2023年10月2日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2023年10月2日から2024年3月31日までであります、当連結会計年度は2023年4月1日から2024年3月31日までであります。
2 第1期（2023年10月2日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権のご行使についてのご案内

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

5. 招集ご通知に関するその他ご案内事項

当社は法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面より、次に掲げる事項を除いており、「第1回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただいております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
 3. 次回の株主総会からは、原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けさせていただくこともございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。（書面交付請求された株主様を除きます。）
 4. 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.npr-riken.co.jp/ir/stock/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月21日(金曜日) 午前10時00分

場所 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1F 岩崎小彌太記念ホール

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

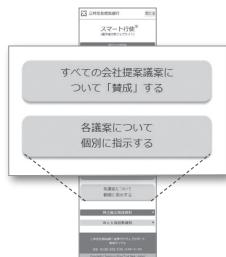
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

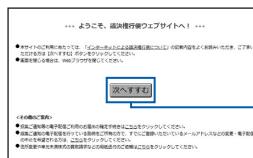
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

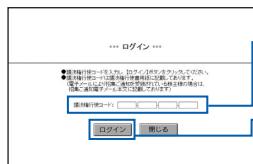
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

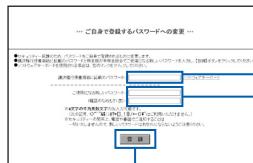
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、経営上の重要課題との認識のもと、持続的な成長と企業価値向上のための投資や財務の健全性とのバランスを前提として、株主の皆様のご期待に応えるべく安定的な配当を継続して実施することとしております。

当社は、2023年10月2日に(株)リケンと日本ピストンリング(株)の経営統合により、設立されました。これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援の賜物と心から御礼申し上げます。

つきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、1株につき45円の普通配当に経営統合記念配当25円を加え、1株につき70円を期末配当といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

配当総額 1,969,674,070円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
 なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。
 また、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

1 まえかわ やすのり
前川 泰則 (1958年2月27日生)

再任

所有する当社の株式数 63,100株

当期における
取締役会への出席状況 10/10(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月	株式会社リケン入社	2019年 4月	同社取締役専務執行役員
2004年 2月	同社営業本部名古屋営業部長	2019年 6月	同社代表取締役専務執行役員
2010年 6月	同社取締役海外委員会委員長	2020年 4月	同社代表取締役社長兼COO
2013年 5月	同社取締役	2022年 4月	同社代表取締役社長兼CEO兼COO (現任)
2015年 6月	同社常務取締役		
2016年 5月	同社取締役常務執行役員	2023年10月	当社代表取締役会長兼CEO (現任)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業を牽引した後に経営を指揮し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の代表取締役を務めております。経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。

2 たかはし てる お
高橋 輝夫 (1959年2月10日生)

再任

所有する当社の株式数 22,806株

当期における
取締役会への出席状況 10/10(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	日本ピストンリング株式会社入社	2016年 6月	同社常務取締役 技術・開発部門担当
2005年 4月	同社製品技術第二部長	2020年 6月	同社代表取締役社長 監査室担当
2006年 6月	同社執行役員 開発本部製品技術第二部長	2023年10月	同社代表取締役社長 監査室・DX推進室担当 (現任)
2009年 6月	同社取締役 製品技術第二部長 技術・開発部門担当		当社代表取締役社長兼COO (現任)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり技術・開発部門を牽引した後に経営を指揮し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の代表取締役を務めております。経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

3 わかばやし もとのり 若林 資典 (1964年8月13日生)

新任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2021年 7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役リスク管理グループ長
2015年 4月	株式会社みずほ銀行執行役員産業調査部長	2021年11月	同社取締役兼執行役リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長
2016年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員	2022年 4月	株式会社みずほ銀行取締役副頭取
2018年 4月	同社執行役常務リサーチ&コンサルティングユニット長	2023年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役グループCRO
2019年 6月	同社取締役兼執行役常務リサーチ&コンサルティングユニット長兼リスク管理グループ長	2024年 5月	当社顧問 (現任)
2020年 4月	みずほ総合研究所株式会社取締役社長 同社取締役兼執行役専務リスク管理グループ長 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員 (2022年3月まで)		

【取締役候補者とした理由】

みずほフィナンシャルグループの要職を歴任するとともに、特にリスクマネジメント、コンプライアンスの分野において高い専門性を有しております。また、経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに、取締役候補者いたしました。

4 さかば ひでひろ 坂場 秀博 (1962年11月22日生)

再任

所有する当社の株式数 24,500株

当期における
取締役会への出席状況 10/10(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社リケン入社	2022年 5月	同社常務執行役員経営管理本部長
2011年 6月	同社経営企画部長	2022年 6月	同社取締役常務執行役員
2016年 5月	同社執行役員経営企画部長	2023年 6月	同社取締役常務執行役員兼CIO兼CISO (現任)
2020年 6月	同社執行役員RIKEN MEXICO社社長		
2022年 4月	同社常務執行役員RIKEN MEXICO社社長	2023年10月	当社取締役 (現任)

【取締役候補者とした理由】

経営企画・経理財務・経営管理部門における高い専門性を有し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の取締役を務めております。経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

5 ふじ た まさあき
藤田 雅章 (1961年5月30日生)

再任

所有する当社の株式数 18,202株

当期における
 取締役会への出席状況 10/10(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	日本ピストンリング株式会社入社	2022年 9月	同社取締役常務執行役員 経営企画部・ 経理部・関連事業部担当
2005年 4月	同社経営企画部長		
2006年 6月	エヌピーアール オブ アメリカ社取締 役社長	2023年 4月	同社取締役常務執行役員 経営管理部・ 経理部・関連事業部担当
2012年 7月	日本ピストンリング株式会社執行役員 エヌピーアール オブ アメリカ社取締 役社長	2023年10月	同社取締役常務執行役員 経営管理部・ 総務部・経理部・関連事業部担当 当社取締役 (現任)
2013年 6月	同社取締役経営企画部長 経営企画部・ 海外事業部担当	2024年 4月	日本ピストンリング株式会社取締役常 務執行役員 経営管理部・総務部・経理 部担当 (現任)
2021年 6月	同社取締役常務執行役員 経営企画部・ 経理部担当		

【取締役候補者とした理由】

海外事業・経営企画・経営管理部門における高い専門性を有し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の取締役を務めております。経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	日本ピストンリング株式会社入社	2020年 6月	同社取締役 品質保証部・生産管理部・
2007年 4月	日環自動車零部件製造（儀征）有限公司 工場長		栃木工場・生産技術第一部・生産技術 第二部・生産技術第三部担当 儀征日環
2011年 5月	日環自動車零部件製造（儀征）有限公司 董事長兼総経理		亜新科粉末冶金製造有限公司董事長兼 総経理
2012年12月	日環粉末冶金製造（儀征）有限公司董 事長兼総経理	2021年 6月	同社取締役常務執行役員 生産技術第一 部・生産技術第二部・生産技術第三部
2013年 7月	日本ピストンリング株式会社執行役員 儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司 董事長兼総経理		担当、儀征日環亜新科粉末冶金製造有 限公司董事長兼総経理
2016年 6月	同社取締役 品質保証部・生産管理部・ 栃木工場・生産技術第一部・生産技術 第二部・生産技術第三部担当	2024年 4月	同社取締役常務執行役員 製造・生産技 術部門担当、儀征日環亜新科粉末冶金 製造有限公司董事兼総経理（現任）

【取締役候補者とした理由】

技術・製造部門における高い専門性を有し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。また、経営全般に関する豊富な知識と経験、実績を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに、取締役候補者としたしました。

7 ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)

再任

社外
独立

所有する当社の株式数 0株

当期における
取締役会への出席状況 10/10(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	日本銀行入行	2016年 6月	株式会社NTTデータ (現：株式会社NTTデータグループ) 社外取締役(現任)
1999年 5月	日本銀行国際局長	2017年 9月	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長(現任)
2002年 6月	日本銀行理事	2017年10月	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長
2006年 6月	トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長	2022年 6月	いちよし証券株式会社社外取締役(現任)
2015年 5月	メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長	2023年10月	当社社外取締役 (現任)
2015年 6月	株式会社リケン社外取締役		

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

日本銀行の要職を歴任し、金融機関をはじめ企業経営全般における高い専門性、国際的で豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な視点からグループ経営全般に関して積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の社外取締役を務めております。独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

同氏が再任された場合は、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で引き続き、関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、9か月となります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年11月	Research Fellow, Institute for Research on Higher Education, University of Pennsylvania, Philadelphia, USA	2015年 9月	コロンビア大学 ビジネススクール日本経済経営研究所客員フェロー
1994年 9月	Visiting Assistant Professor, Economics Department, Barnard College, New York, USA	2020年 2月	厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室 技能検定職種の統廃合等に関する検討会座長 (現任)
1995年 4月	城西大学 経済学部経済学科助教授	2021年 4月	政策研究大学院大学 理事、副学長(現任)
1998年 4月	放送大学 産業と技術専攻科客員助教授	2022年 4月	公益財団法人 日本生産性本部 生産性常任委員会委員
2000年 4月	明治学院大学 経済学部経済学科助教授	2023年 4月	厚生労働省 職業安定局 労働政策審議会 職業安定分科会臨時委員 (現任)
2003年 4月	政策研究大学院大学 助教授	2023年 6月	日本ピストンリング株式会社社外取締役
2004年 4月	同大学 教授 (現任) 公益財団法人 東京しごと財団 理事 (現任)	2023年10月	当社社外取締役 (現任)
2005年 4月	独立行政法人経済産業省研究所ファカルティフェロー		
2012年 4月	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 運営委員会委員		

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

政策研究大学院大学副学長として研究機関のマネジメントに携わるとともに各種政府委員を歴任しており、客観的な視点からグループ経営全般に関して積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。また、2023年10月の当社設立時より当社の社外取締役を務めております。

独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

同氏が再任された場合は、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で引き続き、関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間 は、本総会終結の時をもって、9か月となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 平野英治氏および黒澤昌子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(21頁)の要件を満たしております。

3. 平野英治氏および黒澤昌子氏の両氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、社外取締役役に再任された場合には、独立役員の届出を継続いたします。
4. 平野英治氏および黒澤昌子氏の両氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は2024年10月の更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 黒澤昌子氏の戸籍上の氏名は、林昌子です。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの額につきましては、当社定款附則第2条第1項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は400百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額400百万円以内として設定いたしたいと存じます。本議案につきましては、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はありませんでした。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様になります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定いたします。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告39頁から41頁までに記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は60百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、年額80百万円以内として設定いたしたいと存じます。本議案につきましては、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案につきましては、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

なお、現在の当社の監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）であります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項に定める報酬額とは別枠で、当社定款附則第2条第3項において、当社の設立の日から本総会終結の時までの期間の報酬等の総額は100百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式（以下、本譲渡制限付株式という。）に係る報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において決定しており、かつ下記に定める各事業年度において割り当てる本譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.11%と希釈化率は軽微であることから、相当であるものと判断しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はありませんでした。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様になります。

報酬等の支給時期、配分等につきましては、当社の任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会において下記の範囲で決定いたします。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告39頁から41頁までに記載のとおりであります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割

り当てを受ける。

なお、本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該本譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利にならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 本譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる本譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる本譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該本譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本譲渡制限付株式割当契約の内容

本譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と本譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付割当契約は、それぞれ以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）につき、当該本譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 本譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任した場合には、当社取締役が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式（以下、「本

割当株式] という。) を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社に定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的の調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社に株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は経営の客観性・透明性を確保するために、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される者を、独立性を有する社外取締役として選任します。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主）またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - ① 当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者
 - ② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者
 - ③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社直近3事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える者
4. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから多額の寄付（直近事業年度において年間1千万円を超える場合をいう）を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8. 上記2から7のいずれかに過去5年間に於いて該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社における社外役員在任期間が通算で10年を超える者
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※ 「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が、

個人の場合：直近3事業年度において平均して年間1千万円を超えるもの

団体の場合：直近3事業年度において平均して当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2%を超えるもの

(ご参考) 本総会終結後の役員一覧

本総会の第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案とおり承認可決されますと、本総会終結後の当社役員は以下のとおりとなります。

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	前 川 泰 則	CEO（最高経営責任者）、株式会社リケン代表取締役社長
代表取締役社長	高 橋 輝 夫	COO（最高執行責任者）、日本ピストンリング株式会社代表取締役社長
常務取締役	若 林 資 典	
取 締 役	坂 場 秀 博	株式会社リケン取締役常務執行役員
取 締 役	藤 田 雅 章	日本ピストンリング株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	楊 忠 亮	日本ピストンリング株式会社取締役常務執行役員
社 外 取 締 役	平 野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータグループ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	黒 澤 昌 子	政策研究大学院大学理事・副学長・教授
取 締 役 (常勤監査等委員)	渡 辺 孝 栄	株式会社リケン監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	越 場 裕 人	日本ピストンリング株式会社監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	本 多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役 株式会社リケン監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役会長、横浜ゴム株式会社社外取締役監査等委員、日本ゼオン株式会社社外監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	佐 久 間 達 哉	イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 株式会社パワーエックス社外取締役 青山TS法律事務所弁護士

取締役を求める主な経験分野						
企業経営	グローバル 経験	リスクマネジメント/法務/ガバナンス	財務/会計/金融	イノベーション/研究開発	製造/安全/品質/技術/環境	マーケティング/営業
○	○					○
○	○		○	○	○	
○	○	○	○			
○	○	○	○		○	
○	○	○	○			○
○	○		○	○	○	
○	○	○	○			
	○	○				
○	○			○	○	
○		○	○			
○		○	○			
○		○	○			
		○	○			

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営	当社を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的企業価値向上に向けた経営戦略策定と監督のためには、当社現事業に密接に関連する製造・販売・技術に加え、業種・業態を問わず各分野でのマネジメント経験・経営実績等を持つ取締役が必要である。
グローバル経験	グローバル・マネジメント業務を遂行するには、海外での事業マネジメント経験や海外の風習・文化に精通し、経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報等)の価値を最大化できる能力、判断力を有する取締役が必要である。
リスクマネジメント /法務/ガバナンス	当社中期経営方針のメインテーマである「変革と挑戦、そして新たなステージへ」実現に向け、より積極的に健全なリスクテイクを行うためには、リスクマネジメントの確かな知識と経験を持つ取締役が必要である。また、コンプライアンス遵守やリスクマネジメントを基調とする適切なコーポレートガバナンス体制の構築は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における管理・監督機能充実のためにも、会社に関係する法令、規定、リスクマネジメントなどの確かな知識と経験を持つ取締役が必要である。
財務/会計/金融	より強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた成長戦略、成長投資の推進を進めるためには、財務・会計・金融分野における確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
イノベーション /研究開発	これまで培った当社のコア技術を活用しながら、新たな価値の創造や新事業の創出に繋がる技術開発の進化を続けるためには、イノベーションの推進実績や技術、製品開発、新事業創出の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
製造/安全/品質 /技術/環境	当社の高い技術開発や確かな製造技術を更に進化させ、競争力強化に繋がる高品質な製品を短期間かつローコストで提供するためには製造業＝製造、安全、品質、技術、環境などの豊富な知識・経験を持つ取締役が必要である。
マーケティング /営業	より業容を拡大し、持続的な企業価値向上に向けた拡販を進めるためには、グローバルな視点での経営マネジメントに精通し、マーケティングに関する高い見識から販売戦略が展開できる、営業戦略、営業管理等の確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

以上

事業報告

(2023年10月2日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2023年10月2日付で共同株式移転の方法により、(株)リケンと日本ピストンリング(株)の両社の共同持株会社として設立されました。新たに発足したリケンNPRグループは、経営統合によるシナジーの創出や事業ポートフォリオ改革によるネクストコア事業等の育成・推進を進め、大きな相乗効果を出しつつ脱炭素実現に向けた取り組みを加速することで、持続的成長と企業価値向上を目指してまいります。

当連結会計年度における世界経済は、各国での高インフレや米欧を中心とした金融引き締め、中国での不動産不況の影響や、長期化するウクライナ情勢等の地政学リスクなどにより、依然として先行きは見通しにくい状況で推移しました。

わが国経済においては、エネルギー・原材料価格の高止まりや円安進行等が続いておりますが、雇用環境の改善やインバウンド需要の拡大等により、緩やかな回復基調となりました。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、半導体の部品不足などによる生産調整が解消してきたことにより、日本及び海外の自動車生産台数は前年比で増加となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループの売上高は、自動車生産台数の回復に加え為替の円安等により、138,586百万円となりました。損益面におきましては、売上増加や原価低減の推進、エネルギー・原材料価格上昇分の価格転嫁を進めたこと等により、営業利益は8,764百万円、経常利益は海外の持分法適用会社の利益等により11,635百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、(株)リケンと日本ピストンリング(株)の経営統合による負ののれん発生益等を計上したため26,324百万円となりました。

当社は設立に際し、企業結合会計上の取得企業を(株)リケンとしたため、当連結会計年度の連結経営成績は、(株)リケンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結経営成績を基礎に、日本ピストンリング(株)の2023年10月1日から2024年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。なお、当連結会計年度は、当社の設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

(2) **設備投資等の状況**

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は6,066百万円となりました。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車業界は100年に一度と言われる大きな変革の中にあり、エンジン部品を巡る市場環境は確実に厳しくなっております。そのような中で、内燃機関が当面のパワートレインの主力であるとの認識のもと、地球環境に優しいエンジン部品の開発を進めることが当社に課された使命であると同時に、事業環境変化に合わせてSDGsやESG、脱炭素といったグローバルな潮流を捉えた新たな事業領域への展開も経営上の重要な課題であると認識しております。

このような事業環境認識のもとで、当社は、「生み出す力で人と地球の“今と未来”を支えます」を経営理念のミッションに定め、第一次中期経営計画を策定いたしました。本計画において優先的に対処すべき課題、また、それらの課題に対する取り組み方針等については、以下のとおりと認識しております。

■第一次中期経営計画（2024年度～2026年度）

(1) 全体計画

当社グループは、2026年度に、売上高1,800億円、経常利益率9%以上、ROE8%以上を目標といたします。また、2030年度には、売上高2,000億円、経常利益率12%以上、ROE10%以上を目指します。

(2) 事業戦略

当社は、自動車エンジン向け製品を中心とする既存事業の「ピストンリング事業」、「ベース事業」、及び次代を担う新規事業を柱とする「ネクストコア事業」について、「事業ポートフォリオ改革を進め、持続的な売上・利益成長を目指す」方針のもと、以下のとおり取り組んでまいります。

【既存事業：収益力強化】

●ピストンリング事業

EV化進展の中でも引き続きエンジンが主力となる「商用・産業用」、「補修用」、「船舶用」に強みを発揮し、豊富な製品ラインナップを持つ「グローバルNo.1サプライヤー」の地位を維持しつつ、シナジー創出・抜本的生産性改善による収益力強化に取り組めます。また、カーボンニュートラルを念頭にエンジンの機能向上、水素・代替燃料対応等の技術革新に貢献してまいります。

●ベース事業

焼結・樹脂・素形材部品等の分野において、グローバルニッチトップサプライヤーとして、今後予想されるエンジン向け部品の減産を得意分野でのシェア拡大で補いつつ、合理化、製品の入れ替

え等を通じて利益率改善に取り組みます。また、配管・建設分野については、国内配管継手業界トップとして各種配管機材のプレゼンスを拡大し、生産性向上や最適生産等によるコスト競争力の向上により積極的な事業拡大を図ります。

【新規事業：売上規模拡大・中核事業化】

●ネクストコア事業

熱エンジニアリング分野については、株式会社シンワバナスの子会社化を通じて、今後も長期的な市場規模拡大が見込まれる半導体製造装置に必要となる発熱体について、幅広い用途・温度域の製品ラインナップを獲得し、当社グループが持つ既存リソースと合わせ、事業の大幅な拡大が可能となりました。その他EMC分野等、次代を担う事業の拡大・基盤強化に加え、電動化ユニット、機能性樹脂、磁性材、医療機器等の新製品開発についても戦略的な投資等を進め、中核事業化に取り組んでまいります。

(3) 財務・資本・人材戦略

【キャッシュアロケーション】

●戦略投資

営業キャッシュフロー及び政策保有株式等の資産圧縮を通じて創出した資金を成長領域の設備や研究開発、M&A等に向けて戦略的に投資してまいります。

●株主還元

株主還元につきましては、経営上の重要課題と認識しており、総合的な観点から適切な資金配分を行うことを前提として、株主の期待に応えつつ、安定的・継続的に実施して行く方針としております。本中期経営計画期間については、配当性向40%、総還元性向70%（3年平均）、総額200億円（うち自己株式取得100億円）を目標とし、従来対比で株主還元の水準引き上げを図ってまいりたいと考えております。なお、自己株式取得につきましては、損益・財務状況、資本効率等を勘案しつつ、機動的に実施してまいりたいと考えております。

【人的資本投資】

人的資本につきましては、成長分野への要員シフトを積極的に進め、人材への投資・リスクインング等を通じて事業構造の変革に備えるとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）を推進し、多様な価値観を取り入れ、変化を恐れず挑戦するクリエイティブな企業風土の醸成に取り組んでまいります。

(4) サステナビリティ経営

当社グループは、企業と社会の持続的成長を支えるため、サステナビリティ経営を推進してまいります。主要な取り組み事項については、以下のとおりKPIを設定し、2026年度での目標達成を目指します。

<カーボンニュートラルへの取組強化>

GHG排出量 (Scope 1・2) ▲39% (連結・2013年度実績対比)

<DE&Iの推進>

女性管理職比率 3%以上 (国内)、7%以上 (連結)

男性育児休業取得率 50%以上 (国内)

<コーポレートガバナンスの向上>

行動規範の実践度 80%以上 (連結)

<従業員エンゲージメント向上と人材育成戦略>

従業員人材開発投資 +30% (連結・2022年度実績対比)

また、従業員エンゲージメント向上につきましては、重要な経営課題と認識しており、今後、「従業員が生き生きと働くことが出来る職場」について考察を行ったうえで、2024年度中を目途にKPIの設定をしてまいりたいと考えます。

(5) 株価の向上に向けた対応

当社グループは、中期経営計画期間において、事業ポートフォリオ改革、シナジー創出やバランスシート最適化を推進し、株主資本コストを上回る資本収益性 (ROE) の実現を図ってまいります。

また、従来対比高水準の株主還元を行い、株主の期待に応えるとともに、サステナビリティ経営の推進、IR活動の充実化等により企業価値及び株価向上 (PBR 1 倍へ) に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	第1期 (2023年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	—	—	—	138,586
経常利益 (百万円)	—	—	—	11,635
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	—	—	26,324
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	1,091.78
総資産額 (百万円)	—	—	—	218,580
純資産額 (百万円)	—	—	—	149,166
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	4,990.81

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	第1期 (2023年度) 【当事業年度】
営業収益 (百万円)	—	—	—	5,438
経常利益 (百万円)	—	—	—	4,958
当期純利益 (百万円)	—	—	—	4,962
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	176.49
総資産額 (百万円)	—	—	—	73,211
純資産額 (百万円)	—	—	—	73,078
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	2,597.12

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当社は、2023年10月2日設立のため、2022年度以前の状況については記載していません。

3 当社は、2023年10月2日付で(株)リケンと日本ピストンリング(株)の経営統合にともない、両社の共同持株会社として設立されました。設立に際し、(株)リケンを取得企業として企業結合を行っているため、当連結会計年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)の連結経営成績は、取得企業である(株)リケンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結経営成績を基礎に、日本ピストンリング(株)の2023年10月1日から2024年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 リ ケ ン	8,627百万円	100.0%	自動車用、船舶用、航空機用その他各種ピストンリングおよびシール部品の製造および販売
株式会社リケンキャストック	200百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境システム	100百万円	100.0%	電波暗室設備の製造
株式会社リケンヒートテクノ	30百万円	100.0%	電熱線及び工業炉の製造
日 本 継 手 株 式 会 社	99百万円	76.6%	配管用継手等の製造
株 式 会 社 シ ン ワ バ ネ ス	30百万円	90.0%	工業用ヒーター等加熱機器及び部品の設計・開発・製造
P.T.パカルティリケン イ ン ド ネ シ ア	4,150百万ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	100.0%	自動車関連部品の製造
リ ケ ン メ キ シ コ 社	620百万ペソ	100.0%	自動車関連部品の製造
リ ケ ン オ ブ ア メ リ カ 社	250千米ドル	100.0%	当社グループ製品の北米地区の販売
ユ ー ロ リ ケ ン 社	664千ユーロ	100.0%	当社グループ製品の欧州地区の販売
日本ピストンリング株式会社	9,839百万円	100.0%	自動車関連製品（ピストンリング、バルブシート、その他自動車関連製品）および船用・その他の製品の製造販売
株式会社日ピス福島製造所	1,612百万円	100.0%	自動車関連部品の製造
株式会社日ピス岩手	490百万円	100.0%	自動車関連部品の製造
株式会社ノルメカエイシア	99百万	100.0%	災害救急医療関連製品等販売
エヌピーアールオブアメリカ社	40USD	100.0%	自動車用部品等製造・販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サイアムエヌピーアール社	95,000千THB	100.0%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアールオプヨーロッパ社	2,500千EUR	70.0%	自動車用部品等販売
エヌティーピストンリングインドネシア社	19,900千USD	100.0%	自動車用部品等製造・販売
日環汽车零部件製造（儀征）有限公司	140,049千CNY	100.0%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアールシンガポール社	118百万	90.0%	自動車用部品等の包装・販売
エヌピーアールマニユファクチュアリングインドネシア社	13,000千USD	100.0%	自動車用部品等製造・販売
エヌピーアールオートパーツマニユファクチュアリングインドネシア社	1,000百万INR	100.0%	自動車用部品等製造・販売
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司	54,630千CNY	50%	自動車用部品等製造

(注) 出資比率は間接所有を含みます。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社37社及び持分法適用関連会社5社により構成され、自動車・産業機械部品事業、配管・建設機材事業、その他の製品の製造・販売等を主な内容として国内及び海外にてグローバルに事業を営んでおり、更にグループ内外を対象にしたサービス等の事業活動を展開しております。当社グループは、ピストンリング、バルブシートを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内及び海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業……………エンジン部品（ピストンリング、バルブシート等）
 ミッション部品（シールリング、デフケース等）
 足まわり部品（ナックル、ブレーキキャリパー等）
 配管・建設機材事業……………配管機材（鋼管用継手、ステンレス管用継手等）
 その他……………熱産業機器（電熱線、工業炉等）
 EMC製品（電波暗室、電波吸収体等）

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

①当社

東京本社（東京都千代田区）
 さいたま本社（埼玉県さいたま市）

②子会社

株式会社リケン

本社（東京都千代田区）
 営業所（名古屋、大阪、神奈川、浜松、広島、福岡、仙台、札幌）
 事業所（新潟県柏崎市、埼玉県熊谷市）

日本ピストンリング株式会社

本社（埼玉県さいたま市）
 営業所（名古屋、大阪、広島、福岡、仙台）
 工場（栃木県下都賀郡野木町）

(株)リケンキャストック（新潟県柏崎市）、(株)リケン環境システム（埼玉県熊谷市）、(株)リケンヒートテクノ（埼玉県熊谷市）、日本継手(株)（大阪府岸和田市）、(株)シンワバネス（東京都品川区）、(株)日ピス福島製造所（福島県伊達郡川俣町）、(株)日ピス岩手（岩手県一関市）、(株)ノルメカエイシア（埼玉県越谷市）、リケンオブアメリカ社（アメリカ）、ユーロリケン社（ドイツ）、P.T.パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研自動車配件（武漢）

有限公司（中国）、リケンメキシコ社（メキシコ）、エヌピーアールオブアメリカ社（アメリカ）、サイアムエヌピーアール社（タイ）、エヌピーアールオブヨーロッパ社（ドイツ）、エヌティーピストンリングインドネシア社（インドネシア）、日環自動車部品製造（儀征）有限公司（中国）、エヌピーアールシンガポール社（シンガポール）、エヌピーアールマニュファクチュアリングインドネシア社（インドネシア）、イーエーアソシエーツ社（マレーシア）、エヌピーアールオートパーツマニュファクチュアリングインディア（インド）、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司（中国）

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
7,036 名	— 名

- (注) 1. 当社は、2023年10月2日設立のため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。
2. 従業員数は就業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11 名	一名増 (一名増) 名	54.4 歳	25.0 年

- (注) 1. 当社は、2023年10月2日設立のため、前事業年度末との比較は行っておりません。
2. 当社の経営企画統括部、経営管理統括部及び監査統括部の従業員は(株)リケン、日本ポストンリング(株)からの兼務者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,260
株式会社三菱UFJ銀行	2,796
株式会社第四北越銀行	1,550
日本生命保険相互会社	1,460

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 59,935,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,141,360株 (自己株式数3,159株を含む。)
- (3) 株主数 19,298名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 2,474	% 8.79
村 上 貴 輝	1,590	5.65
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	972	3.46
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	931	3.31
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	732	2.60
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	640	2.28
リ ケ ン N P R 従 業 員 持 株 会	566	2.01
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	523	1.86
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	510	1.81
リ ケ ン 柏 崎 持 株 会	500	1.78

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2023年10月31日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	71,966株	19名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	前川 泰 則	CEO (最高経営責任者)、株式会社リケン代表取締役社長
代表取締役社長	高橋 輝 夫	COO (最高執行責任者)、日本ピストンリング株式会社代表取締役社長
取締役	伊藤 薫	取締役会議長
取締役	坂本 裕 司	日本ピストンリング株式会社代表取締役副社長執行役員
取締役	坂場 秀 博	株式会社リケン取締役常務執行役員
取締役	藤田 雅 章	日本ピストンリング株式会社取締役常務執行役員
社外取締役	平野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータグループ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社外取締役	黒澤 昌 子	政策研究大学院大学理事・副学長・教授
取締役 (常勤監査等委員)	渡辺 孝 栄	株式会社リケン監査役
取締役 (常勤監査等委員)	越場 裕 人	日本ピストンリング株式会社監査役
社外取締役 (監査等委員)	本多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役 株式会社リケン監査役
社外取締役 (監査等委員)	木村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長、横浜ゴム株式会社社外取締役監査等委員、日本ゼオン株式会社社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	佐久間 達 哉	イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 株式会社パワーエックス社外取締役 青山TS法律事務所弁護士

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。
平野英治、黒澤昌子
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。
本多修、木村博紀、佐久間達哉
- ※ 3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 4. 株式会社NTTデータグループと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 5. いちよし証券株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 6. 政策研究大学院大学と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 7. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 8. 朝日生命保険相互会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 9. 横浜ゴム株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 10. 日本ゼオン株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 11. イオンフィナンシャルサービス株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 12. 株式会社パワーエックスと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 13. 青山TS法律事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ※ 14. 当社と社外取締役平野英治氏、黒澤昌子氏、社外取締役（監査等委員）本多修氏、木村博紀氏、及び佐久間達哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※ 15. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※ 16. 当社は、平野英治氏、黒澤昌子氏、本多修氏、木村博紀氏及び佐久間達哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬は、当社定款において当社の設立の日（2023年10月2日）から最初の定時株主総会の終結時までの期間について定めております。当該内容については、当社設立にあたり2023年6月23日開催の(株)リケンおよび日本ピストンリング(株)の定時株主総会において決議がなされております。

当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は5名です。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 「400百万円以内（役員賞与を含む）」
- ・ 監査等委員である取締役 「60百万円以内」
- ・ 株式報酬（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） 「100百万円以内、割り当てる株式数100,000株以内」

定款において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内と定めております。2024年3月31日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は5名です。

当社は、2023年10月2日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2024年1月29日開催の取締役会において、一部更新しております。

<取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容および決定手続の両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針
事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、中期経営計画で定めた各事業年度の連結経常利益の目標値に対する実績レベルに応じて定める金額を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。
4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針
業務執行を担う取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで株主との一層の価値共有を図るとともに中長期業績向上のためのインセンティブを与えることを目的とし、譲渡制限期間を25年とする譲渡制限株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位（職位）、職責、株価等を踏まえて決定する。
5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬63%、業績連動報酬24%、株式報酬を13%とする。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項
全ての取締役報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	176.9 (6.6)	95.0 (6.6)	0 (-)	- (-)	81.9 (-)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	29.7 (11.7)	29.7 (11.7)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 （うち社外取締役）	206.6 (18.3)	124.7 (18.3)	0 (-)	- (-)	81.9 (-)	13 (5)

(3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

黒澤取締役は、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。学者として労働経済学に関する高度な専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

本多取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。

木村取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。企業経営者の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。

佐久間取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。法曹界における豊富な経験と幅広い見識、他社の社外取締役の経験を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役（社外取締役も含む）・執行役員・重要な使用人（取締役会で選任された管理職等）・退任役員になります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 21百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一百万円 |
| ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 103百万円 |

- (注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、若しくは当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じたと判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人について解任または不再任を決定いたします。

監査等委員会は、当該決定事項に基づき株主総会における議案の内容を決定し、取締役会はこれを株主総会に付議いたします。

監査等委員会が会計監査人を解任した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

5. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社リケン	東京都千代田区三番町8番地1	53,116百万円
日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号	14,882百万円

(注)当事業年度末日における当社の総資産額は73,211百万円であります。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、経営上の重要課題との認識のもと、持続的な成長と企業価値向上のための投資や財務の健全性とのバランスを前提として、株主の皆様のご期待に応えるべく安定的な配当を継続して実施することとしております。

なお、自己株式取得につきましては、損益・財務状況、資本効率等を勘案しつつ、機動的に実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、将来の事業成長のための投資及び財務体質の強化に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	104,348	流 動 負 債	44,668
現金及び預金	24,440	支払手形及び買掛金	10,915
受取手形、売掛金及び契約資産	38,709	電子記録債務	9,148
商品及び製品	22,736	短期借入金	7,816
仕掛品	7,348	1年内返済予定の長期借入金	2,404
原材料及び貯蔵品	7,497	未払法人税等	1,587
その他	3,680	賞与引当金	2,794
貸倒引当金	△63	その他	9,999
固 定 資 産	114,232	固 定 負 債	24,745
有 形 固 定 資 産	50,195	長期借入金	9,565
建物及び構築物	16,108	退職給付に係る負債	3,835
機械装置及び運搬具	19,703	製品保証引当金	285
土地	8,623	役員退職慰労引当金	189
建設仮勘定	1,986	繰延税金負債	7,921
その他	3,773	その他	2,947
無 形 固 定 資 産	7,553	負 債 合 計	69,413
リース資産	1,247	純 資 産 の 部	
のれん	5,073	株 主 資 本	120,530
その他	1,232	資本金	5,061
投 資 其 他 の 資 産	56,482	資本剰余金	25,590
投資有価証券	40,401	利益剰余金	89,884
繰延税金資産	1,443	自己株式	△6
退職給付に係る資産	13,412	その他の包括利益累計額	19,902
その他	1,252	その他有価証券評価差額金	7,750
貸倒引当金	△26	繰延ヘッジ損益	△111
資 産 合 計	218,580	為替換算調整勘定	6,116
		退職給付に係る調整累計額	6,147
		新 株 予 約 権	118
		非 支 配 株 主 持 分	8,615
		純 資 産 合 計	149,166
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	218,580

連結損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		138,586
売上原価		108,602
売上総利益		29,983
販売費及び一般管理費		21,219
営業利益		8,764
営業外収益		
受取利息及び配当金	873	
持分法による投資利益	1,465	
為替差益	348	
その他	530	3,217
営業外費用		
支払利息	167	
その他	179	347
経常利益		11,635
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	197	
負のれん発生益	19,182	19,391
特別損失		
固定資産除却損	246	
固定資産売却損	19	
減損	933	
投資有価証券売却損	62	
投資有価証券評価損	9	1,272
税金等調整前当期純利益		29,753
法人税、住民税及び事業税	2,745	
法人税等調整額	740	3,486
当期純利益		26,267
非支配株主に帰属する当期純利益		△56
親会社株主に帰属する当期純利益		26,324

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,197	流 動 負 債	133
現金及び預金	156	未払費用	104
未収入金	5,000	未払法人税等	13
前払費用	40	預り金	0
その他	0	その他	16
		負 債 合 計	133
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	72,959
		資本金	5,061
		資本剰余金	62,941
固 定 資 産	68,014	資本準備金	1,311
投資その他の資産	68,014	その他資本剰余金	61,630
関係会社株式	67,999	利 益 剰 余 金	4,962
繰延税金資産	15	その他利益剰余金	4,962
		繰越利益剰余金	4,962
		自己株式	△6
		新株予約権	118
		純 資 産 合 計	73,078
資 産 合 計	73,211	負 債 及 び 純 資 産 合 計	73,211

損益計算書

(2023年10月2日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		5,438
営業総利益		5,438
販売費及び一般管理費		480
営業利益		4,958
営業外収益		
受取利息	0	
その他の	0	0
経常利益		4,958
税引前当期純利益		4,958
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	△15	△4
当期純利益		4,962

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

リケンNPR株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 野 衣指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 慶

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リケンNPR株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リケンNPR株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

リケンNPR株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 野 衣指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 慶

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リケンNPR株式会社の2023年10月2日から2024年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月2日から2024年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、付議事案や報告事案に関して審議の経過や結果を掌握いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会その他重要な会議に電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

リケンNPR株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 辺 孝 栄 ㊟

常勤監査等委員 越 場 裕 人 ㊟

監査等委員 本 多 修 ㊟

監査等委員 木 村 博 紀 ㊟

監査等委員 佐久間 達 哉 ㊟

(注) 監査等委員本多修及び木村博紀、佐久間達哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ホームページのご案内

当社のホームページでは、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくため、最新の情報ははじめ、IR資料、中期経営計画、サステナビリティなど様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

リケンNPR | IR情報

検索

<https://www.npr-riken.co.jp/ir/>

リケンNPR 株式会社

リケンNPRについて 企業情報 事業紹介 IR(投資家情報) サステナビリティ お問い合わせ

JP EN

CORPORATE 企業情報

決算短信

2024年3月期 第3回四半期決算短信 (日本企業) (2024) (202408)

2024.02.14 2024年3月期 第3回四半期決算短信 (日本企業) (2024) (202408)

有価証券報告書・四半期報告書

2024年3月期

2024.02.14 2024年3月期 第3回四半期報告書 (439頁)

第一次中期経営計画 (2024年度~2026年度)

中期経営方針

~“変革”と“挑戦”、そして新たなステージへ~

1. 経営統合によるシナジー創出

2024年度の現金事業統合 積極的なコスト削減への取組

2. 事業ポートフォリオ改革

前年度に比べてある程度コスト削減 積極的な事業再編を推進 売上比率向上

3. サステナビリティ経営の強化・成長基盤の整備

カーボンニュートラル への取組強化

従業員エンゲージメント 向上と人材育成戦略

DE&Iの推進

安心・安全な職場の構築

コーポレートガバナンス の向上

地域コミュニティへの 貢献

※ ESG: Climate, Equity, & Technon

IR資料室

トップメッセージ

前川 泰則 高橋 肇夫

2024年度の目標、成長戦略の推進とESGの強化に関する経営方針を明らかにし、IR活動の推進に関する取組を説明いたします。

経営は、手段も、目的も、ESGの強化が重要な要素として位置づけられ、無難に済ませるのではなく、積極的な取組を通じて実現を目指してまいります。

ESGの強化は、事業の持続可能性の向上に貢献し、利益、リスク管理、成長の機会を創出し、株主の皆様へ価値を提供してまいります。ESGの強化は、事業の持続可能性の向上に貢献し、利益、リスク管理、成長の機会を創出し、株主の皆様へ価値を提供してまいります。

ESGの強化は、事業の持続可能性の向上に貢献し、利益、リスク管理、成長の機会を創出し、株主の皆様へ価値を提供してまいります。

メッセージ

グループ理念

会社概要

役員一覧

中期経営計画

サステナビリティ

NPR-RIKEN
SUSTAINABILITY REPORT
2024



リケンNPRはサステナビリティレポートを2024年5月に発行いたしました。

株主総会 会場のご案内

※麻布十番駅と国際文化会館の間には急な坂があります。

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号 **国際文化会館** 地下1F 岩崎小彌太記念ホール



- 交通**
- 都営地下鉄大江戸線 **麻布十番駅下車 (出口7) 徒歩5分**
 - 東京メトロ南北線 **麻布十番駅下車 (出口4) 徒歩8分**
 - 東京メトロ日比谷線 **六本木駅下車 (出口3) 徒歩10分**

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。